

改正省エネ法の施行に関するQ & A

Q 1 省エネルギー計画書の提出期限はあるのですか？

A 1 工事着手予定日の21日前までに提出が必要です。
なお、平成22年4月1日着手分より届出対象床面積が300㎡以上となります。工事着手予定日が平成22年4月21日以前である場合は、施行日（4月1日）以降速やかに提出してください。
ただし、床面積2000㎡以上のものについては従来どおり21日前です。

Q 2 省エネルギー計画書には所定の様式がありますか？また、提出部数は何部ですか？

A 2 省令で定められた届出及び報告の様式を鑑として、省エネルギー計画書を（財）建築環境・省エネルギー機構発行の手引書等を参考に、適宜作成して提出いただくこととなります。その際、正本と副本の2部を提出してください。

Q 3 省エネルギー計画書を提出する場合の窓口はどこになるのですか？

A 3 建築審査課になります。なお、迅速な審査のため、省エネルギー計画書は建築確認申請の際同時期に提出していただきますようご協力をお願いします。

Q 4 指定確認検査機関に建築確認申請を行う場合の省エネルギー計画書の提出先は？

A 4 指定確認検査機関に建築確認申請を行う場合も、省エネルギー計画書を、建築審査課に（必ず工事着手予定日の21日前まで）提出していただくよう願います。（指定確認検査機関は省エネルギー計画書の受付を行いません。）

Q 5 届出をしなかったことに対する罰則規定はあるのですか？

A 5 届出をしなかった者は、省エネ法第96条の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

【問い合わせ先】

福岡市 住宅都市局 建築指導部 建築審査課 設備係
(Tel : 092 - 711 - 4583)
財団法人 建築環境・省エネルギー機構(03-3222-6693)
ホームページ (<http://www.ibec.or.jp>) にも Q&A があります。